

令和5年度土地鑑定委員会(第4回)議事要旨

1. 開催日時

令和5年10月16日(月) 13:30～15:30

2. 場所

国土交通省会議室(中央合同庁舎第3号館8階 特別会議室)

3. 出席者

・土地鑑定委員会(敬称略)

(委員長) 横山美夏

(委員) 浅見裕子、川添義弘、河端瑞貴、坂本圭、杉浦綾子、永山篤史

・土地鑑定委員会事務局

川野豊不動産・建設経済局次長、小玉典彦地価調査課長、小野寺卓地価公示室長、

中西貴子鑑定評価指導室長、石島彬仁地価調査企画調整官、佐藤潤一地価調査課課長補佐 他

4. 議題

【審議事項】

- (1) 令和5年不動産鑑定士試験論文式試験合格者の決定について
- (2) 令和6年不動産鑑定士試験実施計画について
- (3) 土地鑑定委員会運営規則の一部改正について

【報告事項】

- (1) 令和6年地価公示鑑定評価員の異動状況について
- (2) 令和6年地価公示標準地の点検結果の状況について
- (3) 令和5年都道府県地価調査について
- (4) 土地鑑定委員会現地調査について

5. 議事等

【審議事項】

- (1) 令和5年不動産鑑定士試験論文式試験合格者の決定について

令和5年不動産鑑定士試験論文式試験合格者等について、議論の上、決定された。

なお、合格発表は、令和5年10月20日に行う。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo04_hh_000001_00039.html

- (2) 令和6年不動産鑑定士試験実施計画について

令和6年不動産鑑定士(短答式・論文式)試験の実施計画について、決定された。

- (3) 土地鑑定委員会運営規則の一部改正について

土地鑑定委員会運営規則の一部改正について、別紙1のとおり、土地鑑定委員会運営規則を改正することが決定された。

【報告事項】

- (1) 令和6年地価公示鑑定評価員の異動状況について
令和6年地価公示鑑定評価員のうち3名から、業務の都合等を理由に辞退等の申し出があったことを事務局より、報告を行った。
- (2) 令和6年地価公示標準地の点検結果の状況について
令和6年地価公示標準地の点検結果の状況について、事務局から報告を行った。
- (3) 令和5年都道府県地価調査について
令和5年都道府県地価調査について、事務局から報告を行った。
- (4) 土地鑑定委員会現地調査について
今回の委員会（第5回）は、東京都内における地価への影響等を把握するため、現地調査を行う旨、事務局から報告を行った。

以上

土地鑑定委員会運営規則 新旧対照表

	新	旧
案	<p>(議事録等の作成及び公開)</p> <p>第七条 委員会の会議については、次の各号に定める事項を記載した議事録を作成するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 日時及び場所 二 委員の現在員数、出席者数及び出席者氏名 三 審議事項及び議決事項 四 議事の経過の概要及びその結果 五 議事録署名人の選任に関する事項 <p>2 議事録には、委員長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が、署名及び押印をするものとする。</p> <p>3 委員会については、地価公示の適正な実施、不動産鑑定士試験の公正な実施及び不動産鑑定士に対する懲戒処分への公正かつ中立的な意見具申のため、会議及び議事録は非公開とする。ただし、議事要旨は、速やかに公開するものとする。</p> <p>4 議事録について開示請求があったときには、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）及び<u>個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）</u>の規定に基づき、開示する。</p>	<p>(議事録等の作成及び公開)</p> <p>第七条 委員会の会議については、次の各号に定める事項を記載した議事録を作成するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 日時及び場所 二 委員の現在員数、出席者数及び出席者氏名 三 審議事項及び議決事項 四 議事の経過の概要及びその結果 五 議事録署名人の選任に関する事項 <p>2 議事録には、委員長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が、署名及び押印をするものとする。</p> <p>3 委員会については、地価公示の適正な実施、不動産鑑定士試験の公正な実施及び不動産鑑定士に対する懲戒処分への公正かつ中立的な意見具申のため、会議及び議事録は非公開とする。ただし、議事要旨は、速やかに公開するものとする。</p> <p>4 議事録について開示請求があったときには、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）及び<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）</u>の規定に基づき、開示する。</p>